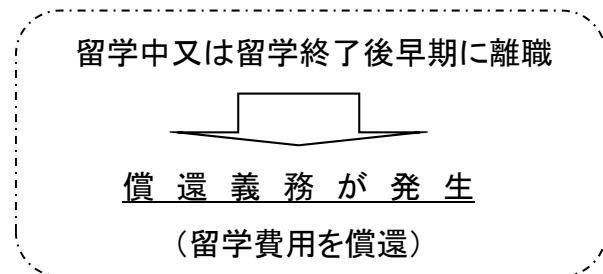


## 留学費用償還制度の概要



## ○ 留学とは…… ~ 償還の対象となる研修 ~

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

### ○ 償還義務とは…

## 償還すべき者

### 償還金額

留学中に離職※1(死亡を除く)した者

離職の時点までに国が支出した留学費用の総額

留学終了後の在職期間が5年未満で離職※1(死亡を除く)した者

留学終了後の在職期間※2に応じて  
一定の割合で遞減させた金額

\*1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 分限免職のうち  
　　公務災害・通勤災害による心身故障の場合  
　　廃職・過員の場合
  - ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
  - ・ 停職の期間
  - ・ 育児休業の期間 等

償  
還  
金  
額

旅費(航  
空賃、宿  
泊料等)、  
授業料  
など

離職期間

留学中 終了後 1年 2年 3年 4年 5年

在職期間が1月増加  
→ 償還金額が1/60減少

留学終了後の在職期間